介　護　サ　ー　ビ　ス　事　業　者

自　主　点　検　表

（令和5年度版）

福　祉　用　具　貸　与

介　護　予　防　福　祉　用　具　貸　与

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業者(法人)名称 | |  |
| 事業所 | 名　称 |  |
|  | 番　号 |  |
|  | 所在地 |  |
|  | 電　話 |  |
|  | メール |  |
| 点検者　職・氏名 | |  |
| 点検年月日 | | 年　　　月　　　日 |

|  |
| --- |
| 越谷市 福祉部 福祉総務課 |

介護サービス事業者自主点検表の作成について

1　趣旨

　　　利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

　　　そこで市では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等指導指針のうちの主眼事項着眼点を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、市が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

　　　つきましては、毎年定期的に実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。

2　留意事項

　　　この自主点検表は福祉用具貸与の運営基準等を基調に作成されていますが、指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防福祉用具貸与についても指定福祉用具貸与の運営基準等に準じて（福祉用具貸与を介護予防福祉用具貸与に読み替えて）一緒に自主点検してください。

3　根拠法令等

　「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 条例 | 越谷市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例  （平成26年12月22日条例第63号） |
| 予防条例 | 越谷市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例  （平成26年12月22日条例第64号　） |
| 法 | 介護保険法（平成9年法律第123号） |
| 施行令 | 介護保険法施行令（平成10年政令第412号） |
| 施行規則 | 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号） |
| 平11老企25 | 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について  （平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| 平12厚告19 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準  （平成12年2月10日厚生省告示第19号） |
| 平12老企36 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| 平11厚生告93 | 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目 |
| 平18厚労告127 | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準  （平成18年3月14日厚生労働省告示第127号） |
| 平18老振  -0331011号 | 福祉用具専門相談員について（平成18年3月31日老振発0331011号老健局振興課長通知） |
| 平18-0317001号 | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発・老振発・老老発第0317001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知） |
| 平21老振  -0410001号 | 「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正等に伴う実施上の留意事項について  (平成21年4月10日老振発第0410001号老健局振興課長通知） |
| 平26老発1212  第1号 | 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について  （平成26年12月12日老発1212第1号老健局長通知） |

介護サービス事業者自主点検表　目次

| 項目 | 内容 | ページ |
| --- | --- | --- |
| 第1 | 一般原則 |  |
| 1 | 一般原則 | 5 |
| 第2 | 基本方針 |  |
| 2 | 福祉用具貸与事業の基本方針 | 5 |
| 3 | 介護予防福祉用具貸与事業の基本方針 | 5 |
| 第3 | 人員に関する基準 |  |
| 4 | 福祉用具専門相談員 | 6 |
| 5 | 介護予防福祉用具貸与事業の福祉用具専門相談員 | 7 |
| 6 | 管理者 | 7 |
| 第4 | 設備に関する基準 |  |
| 7 | 設備及び備品等 | 7 |
| 8 | 介護予防福祉用具貸与事業の設備基準 | 7 |
| 第5 | 運営に関する基準 |  |
| 9 | 内容及び手続きの説明及び同意 | 8 |
| 10 | 提供拒否の禁止 | 8 |
| 11 | サービス提供困難時の対応 | 9 |
| 12 | 受給資格等の確認 | 9 |
| 13 | 要介護認定の申請に係る援助 | 9 |
| 14 | 心身の状況等の把握 | 9 |
| 15 | 居宅介護支援事業者等との連携 | 9 |
| 16 | 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | 9 |
| 17 | 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | 9 |
| 18 | 居宅サービス計画等の変更の援助 | 9 |
| 19 | 身分を証する書類の携行 | 10 |
| 20 | サービスの提供の記録 | 10 |
| 21 | 利用料等の受領 | 10 |
| 22 | 保険給付の請求のための証明書の交付 | 11 |
| 23 | 福祉用具貸与の基本取扱方針 | 11 |
| 24 | 福祉用具貸与の具体的取扱方針 | 11 |
| 25 | 福祉用具貸与計画の作成 | 12 |
| 26 | 利用者に関する市町村への通知 | 13 |
| 27 | 管理者の責務 | 13 |
| 28 | 運営規程 | 13 |
| 29 | 勤務体制の確保等 | 14 |
| 30 | 業務継続計画の策定等 | 15 |
| 31 | 適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等 | 16 |
| 32 | 福祉用具の取扱種目 | 16 |
| 33 | 衛生管理等 | 16 |
| 34 | 掲示及び目録の備え付け | 18 |
| 35 | 秘密保持等 | 19 |
| 36 | 広告 | 19 |
| 37 | 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 19 |
| 38 | 苦情処理 | 19 |
| 39 | 地域との連携等 | 20 |
| 40 | 事故発生時の対応 | 20 |
| 41 | 虐待の防止 | 20 |
| 42 | 会計の区分 | 22 |
| 43 | 記録の整備 | 22 |
| 44 | 電磁的記録等 | 23 |
| 予防 | 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 |  |
| 45 | 介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針 | 24 |
| 46 | 介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針 | 24 |
| 47 | 介護予防福祉用具貸与計画の作成 | 25 |
| 第6 | 業務管理体制の整備 |  |
| 48 | 法令遵守等の業務管理体制の整備 | 26 |
| 第7 | 介護給付費の算定及び取扱い |  |
| 49 | 福祉用具貸与費の算定 | 27 |
| 50 | 中山間地域等住居者加算 | 27 |
| 51 | 要介護1の者等に係る福祉用具貸与費 | 28 |
| 52 | サービス種類相互の算定関係 | 29 |
| 予防 | 介護予防福祉用具貸与費の算定及び取扱い |  |
| 53 | 介護予防福祉用具貸与費の算定 | 29 |
| 54 | 中山間地域等住居者加算 | 29 |
| 55 | 要支援者に係る介護予防福祉用具貸与費 | 29 |
| 56 | サービス種類相互の算定関係 | 30 |

| 項目 | 自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト | 点　検 | 根拠法令 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第1　一般原則 | | | |
| 1  一般原則 | ①　暴力団員又は越谷市暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではない方が、法人の役員及び管理者になっていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第3条第2項  越谷市暴力団  排除条例 |
|  | ②　利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第3条第3項 |
|  | ③　地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第3条第4項 |
|  | ④　利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待の防止等のため必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第3条第5項 |
|  | ※　虐待の防止に係る措置は、令和6月3月31日までは努力義務（令和6年4月1日より義務化） |  |  |
|  | ⑤　指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第3条第6項 |
|  | ※　指定居宅サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。  　　この場合において、「科学的介護情報システム（LIFE：Long-term careInformation system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい（この点については、以下の他のサービス種類についても同様とする。）。 |  | 平11老企25  第3の一の3(1) |
| 第2　基本方針 | | | |
| 2  福祉用具  貸与事業の  基本方針 | 福祉用具貸与の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとなっていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第249条 |
| 3  介護予防  福祉用具  貸与事業の  基本方針 | 介護予防福祉用具貸与の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものとなっていますか。 | いる  いない  該当なし | 予防  条例第238条 |
| 第3　人員に関する基準 | | | |
|  | 【用語の定義】 |  |  |
|  | 【常勤】 |  |  |
|  | 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）に達していることをいうものです。  　　ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。  　　同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、一の事業者によって行われる福祉用具貸与事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合、福祉用具貸与事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすことになります。 |  | 平11老企25  第2の2の(3) |
|  | また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49 号）第65 条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第2号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第23 条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24 条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。 |  |  |
|  | 【「専ら従事する」「専ら提供に当たる」】  　　原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。 |  | 平11老企25  第2の2の(4) |
|  | 【常勤換算方法】  　　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が福祉用具貸与と訪問介護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が福祉用具専門相談員と訪問介護員を兼務する場合、福祉用具専門相談員の勤務延時間数には、福祉用具専門相談員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。 |  | 平11老企25  第2の2の(1) |
|  | ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。 |  |  |
| 4  福祉用具  専門相談員  ★ | 事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で2人以上配置されていますか。  事業所における常勤の従業者の勤務すべき時間数：【週 　　　　時間】 | いる  いない  該当なし | 条例  第250条第1項 |
|  | ※　福祉用具専門相談員は、次のいずれかに該当すること。  　ア　保健師  　イ　看護師  　ウ　准看護師  　エ　理学療法士  　オ　作業療法士  　カ　社会福祉士  　キ　介護福祉士  　ク　義肢装具士  　ケ　福祉用具専門相談員指定講習事業者により行われる当該講習課程を修了し、当該福祉用具専門相談員指定講習事業者から当該福祉用具専門相談員指定講習を修了した旨の証明書の交付を受けた者 |  | 施行令  第4条第1項  平11老企25  第3の11の1(1)  平26老発1212  第1号  平18老振  0331011号第1 |
|  | ※　福祉用具専門相談員の員数については、常勤換算方法で2人以上とされていますが、当該福祉用具貸与事業者が、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売に係る事業者の指定を併せて受ける場合であって、これらの指定に係る事業所と福祉用具貸与事業所が一体的に運営される場合については、常勤換算方法で2人以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなすことができます。したがって、例えば、同一の事業所において、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売の4つの指定を併せて受けている場合であっても、これらの運営が一体的になされているのであれば、福祉用具専門相談員は常勤換算方法で2人でもって足りるものです。 |  | 平11老企25  第3の11の1(1)③ |
| 5  介護予防  福祉用具  貸与事業の  福祉用具  専門相談員  ★ | 介護予防福祉用具貸与事業者が福祉用具貸与事業者、特定福祉用具販売事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防福祉用具貸与事業とこれらの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、これらの事業における福祉用具専門相談員の基準を満たすことをもって、介護予防福祉用具貸与事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。 | いる  いない  該当なし | 条例  第250条第2項  予防条例  第239条第2項 |
| 6  管理者  ★ | 事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第251条 |
|  | ※　以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは他の職務を兼ねることができます。  　ア　当該事業所の福祉用具専門相談員として職務に従事する場合  　イ　同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内にある他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合 |  | 平11老企25  準用(第3の1の1(3)） |
| 第4　設備に関する基準 | | | |
| 7  設備及び  備品等 | ①　福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第252条第1項 |
| ★ | ※　必要な広さの区画については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保してください。 |  | 平11老企25  第3の11の2(1) |
|  | ※　他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であって、福祉用具貸与の事業及び当該他の事業所又は施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用できるものとします。 |  | 平11老企25  第3の11の2(2) |
|  | ※　福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合は、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができます。 |  | 条例  第252条第1項 |
|  | ②　①の設備及び器材等の基準は、次のとおりとなっていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第252条第2項 |
|  | ア　福祉用具の保管のために必要な設備  　　(1)　清潔であること。  　　(2)　既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。  　イ　福祉用具の消毒のために必要な器材  　　　当該事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。 |  |  |
|  | ※　既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具の区分について、保管室を別にするほか、つい立ての設置等両者を保管する区域を明確に区分するための措置を講じてください。 |  | 平11老企25  第3の11の2(3) |
| 8  介護予防  福祉用具  貸与事業の  設備基準 | 福祉用具貸与事業者が介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防福祉用具貸与事業と福祉用具貸与事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、福祉用具貸与事業における設備及び備品等の基準(上記項目7①及び②)を満たすことをもって、介護予防福祉用具貸与事業における当該基準を満たしているとみなすことができます。 |  | 条例  第252条第3項  予防条例  第241条第3項 |
| 第5　運営に関する基準 | | | |
| 9  内容及び手続きの説明及び同意  ★ | ①　サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第263条  準用(第8条第1項) |
|  | ※　サービスの選択に資すると認められる重要事項  　ア　運営規程の概要  　イ　福祉用具専門相談員の勤務体制  　　※　従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。  　ウ　事故発生時の対応  　エ　苦情処理の体制　　等 |  | 平11老企25  準用(第3の1  の3(2)） |
|  | ※　同意は、利用者及び福祉用具貸与事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいです。 |  |  |
|  | ②　利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供していますか（この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該文書を交付したものとみなす。）。 | いる  いない  該当なし | 条例第263条  準用(第8条第2項) |
|  | (1)　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの  　　ア　指定福祉用具貸与事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法  　　イ　指定福祉用具貸与事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定福祉用具貸与事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) |  |  |
|  | (2)　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法 |  |  |
|  | ※　②に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。 |  | 条例第263条  準用(第8条第3項) |
|  | ※　「電子情報処理組織」とは、指定福祉用具貸与事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 |  | 条例第263条  準用(第8条第4項) |
|  | ※　重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。  　(1)　②に規定する方法のうち指定福祉用具貸与事業者が使用するもの  　(2)　ファイルへの記録の方式 |  | 条例第263条  準用(第8条第5項) |
|  | ※　上記承諾を得た指定福祉用具貸与事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び上記承諾をした場合は、この限りでない。 |  | 条例第263条  準用(第8条第6項) |
| 10  提供拒否  の禁止 | 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 | いる  いない  該当なし | 条例第263条  準用（第9条） |
| ※　要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできません。 |  |  |
|  | ※　サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。  　ア　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合  　イ　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合  　ウ　その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 |  | 平11老企25  準用(第3の1の3(3)） |
| 11  サービス  提供困難時  の対応 | 通常の事業の実施地域、取り扱う福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合には、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の福祉用具貸与事業者等の紹介、その他必要な措置を速やかに講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第263条  準用（第10条）  平11老企25  準用(第3の1の3(4)） |
| 12  受給資格等  の確認  ★ | ①　サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確かめていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第263条  準用（第11条） |
| ②　被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、当該意見に配慮してサービスを提供するように努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 平11老企25  準用(第3の1の3(5)） |
| 13  要介護認定の申請に  係る援助 | ①　サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第263条  準用（第12条）  平11老企25  準用(第3の1の3(6)） |
|  | ②　居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。 | いる  いない  該当なし |
| 14  心身の状況等の把握  ★ | サービスの提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第263条  準用（第13条） |
| 15  居宅介護  支援事業者  等との連携  ★ | ①　サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第263条  準用(第14条第1項) |
| ②　サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第263条  準用(第14条  第2項) |
| 16  法定代理  受領サービスの提供を受けるための援助 | 利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。  　また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第263条  準用（第15条）  平11老企25  準用（第3の1の3(7)） |
| 17  居宅サービス計画に沿ったサービスの  提供  ★ | 居宅サービス計画（小規模多機能型居宅介護事業所で作成した居宅サービス計画及び利用者が自分で作成し、市町村に届け出た計画を含む。）が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第263条  準用（第16条） |
| 18  居宅サービス計画等の  変更の援助 | 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第263条  準用（第17条） |
| ※　利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合とは、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、福祉用具貸与事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。 |  | 平11老企25  準用（第3の1の3(7)） |
|  | ※　当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要性がある旨の説明、その他の必要な援助を行ってください。 |  |  |
| 19  身分を証する書類の携行 | 従業者に身分を証する書類（身分を明らかにする証書や名札等）を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第263条  準用（第18条） |
|  | ※　当該証書等には、当該事業所の名称、当該福祉用具専門相談員の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。 |  | 平11老企25  準用(第3の1の3(9)） |
| 20  サービスの  提供の記録  ★ | ①　サービスを提供した際には、サービスの提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面（サービス利用票等）に記載していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第263条  準用（第19条  第1項） |
|  | ※　利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービス利用状況を把握できるようにするため、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければなりません。 |  | 平11老企25  準用(第3の1の3(10)①） |
|  | ②　サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面（サービス提供記録、業務日誌等）に記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を提供していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第263条  準用（第19条  第2項） |
|  | ※　提供した具体的なサービスの内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。 |  | 平11老企25  準用(第3の1の3(10)②） |
| 21  利用料等の  受領  ★ | ①　法定代理受領サービスに該当する福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第253条第1項 |
|  | ※　法定代理受領サービスとして提供される福祉用具貸与についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割（法の規定により保険給付の率が異なる場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければなりません。また、福祉用具貸与は継続的な契約であるとともに利用者と対面する機会が少ないことから、福祉用具貸与事業者は、利用者から前払いにより数か月分の利用料を徴収することも可能です。この場合であっても、要介護者の要介護認定の有効期間を超える分について前払いにより利用料を徴収することはできません。 |  | 平11老企25  第3の11の3(1)  ① |
|  | ②　法定代理受領サービスに該当しない福祉用具貸与を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じていませんか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第253条第2項 |
|  | ※　利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでないサービスを提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである福祉用具貸与に係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはなりません。 |  | 平11老企25  準用(第3の1の3(11)②） |
|  | ※　介護保険給付の対象となる福祉用具貸与のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。 |  |  |
|  | ア　利用者に、当該事業が福祉用具貸与の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。  　イ　当該事業の目的、運営方針、利用料等が、福祉用具貸与事業所の運営規程とは別に定められていること。  　ウ　会計が福祉用具貸与の事業の会計と区分されていること。 |  |  |
|  | ③　上記①、②の支払を受ける額のほか、次の費用の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第253条第3項 |
| ア　通常の事業の実施地域以外の地域において福祉用具貸与を行う場合の交通費  　イ　福祉用具の搬出入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等、特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 |  | 平11老企25  第3の11の3(1)③ |
|  | ※　保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。 |  |  |
|  | ④　上記③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第253条第4項 |
|  | ➄　あらかじめ定めた期日までに、利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、福祉用具を回収すること等により福祉用具貸与の提供を中止することができますが、その手続き等について適切に取り扱っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第253条第5項 |
| 22  保険給付の請求のための証明書の交付 | 法定代理受領サービスに該当しない福祉用具貸与に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した福祉用具貸与の種目、品名、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第263条  準用（第21条） |
| 23  福祉用具  貸与の基本  取扱方針 | ①　福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第254条第1項 |
| ②　常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第254条第2項 |
|  | ③　自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第254条第3項 |
| 24  福祉用具  貸与の具体的取扱方針 | ①　サービスの提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料**、**全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ていますか（全国平均貸与価格は平成30年10月から適用）。 | いる  いない  該当なし | 条例  第255条第1号 |
|  | ※　福祉用具貸与に係る福祉用具専門相談員の業務の方針、手続きを明確にしたものであり、福祉用具専門相談員は原則、としてこれらの手続を自ら行う必要がある。なお、福祉用具の修理については、専門的な技術を有するものに行わせても差し支えないが、この場合にあっても、専門相談員が責任をもって修理後の点検を行うものとする。 |  | 平11老企25  第3の11の3(3)① |
|  | ②　サービスの提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第255条第2号 |
|  | ③　サービスの提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書（当該福祉用具の製造事業者、福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書）を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第255条第3号  平11老企25  第3の11の3(3)② |
|  | ※　電動車いす、移動用リフト、体位変換器等の使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具については、訓練操作の必要性等、利用に際しての注意事項について十分説明してください。  　　また、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理（洗浄、点検等）について十分説明してください。 |  | 平11老企25  第3の11の3(3)② |
|  | ※　特に、階段移動用リフトについては、①福祉専門相談員が製造業者等が実施している講習を受け、当該講習を修了した旨の証明を受けること、②利用者家族等による適切な使用のため、十分な説明をするとともに、実際に使用させながら指導を行うこと等、責任をもってサービス提供を行ってください。 |  | 平21老振-  0410001号  第1-2 |
|  | ④　サービスの提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第255条第4号 |
|  | ※　自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施してください。 |  | 平11老企25  第3の11の3(3)③ |
|  | ⑤　居宅サービス計画に福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第255条第5号 |
|  | ※　福祉用具専門相談員はサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じてください。 |  | 平11老企25  第3の11の3(3)  ④ |
|  | ⑥　サービスの提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第255条第6号 |
|  | ※　福祉用具専門相談員は、利用者が適切な福祉用具を選択するための情報の提供に当たっては、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして行ってください。 |  | 平11老企25  第3の11の3(3)  ⑤ |
| 25  福祉用具  貸与計画  の作成  ★ | ①　福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第256条第1項 |
| ※　特定福祉用具販売の利用もある場合は、福祉用具貸与と特定福祉用具販売に係る計画は、一体のものとして作成してください。 |  | 平11老企25  第3の11の3(3)  ⑥ |
|  | ※　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載してください。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載してください。  　　なお、福祉用具貸与計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えありません。 |  |  |
|  | ②　福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第256条第2項 |
|  | ※　福祉用具貸与計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該福祉用具貸与計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。 |  | 平11老企25  第3の11の3(3)  ⑥ |
|  | ③　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第256条第3項 |
|  | ④　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第256条第4項 |
| ※　福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければなりません。サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければなりません。  　　なお、福祉用具貸与計画は、2年間保存しなければなりません。 |  | 平11老企25  第3の11の3(3)  ⑥ |
|  | ⑤　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第256条第5項 |
|  | ⑥　福祉用具専門相談員は、上記①から④までの規定について、福祉用具貸与計画の変更についても、同様に取り扱っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第256条第6項 |
| 26  利用者に関する市町村への通知 | 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。  　ア　正当な理由なしに福祉用具貸与の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。  　イ　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 | いる  いない  該当なし | 条例第263条  準用（第26条） |
|  | ※　偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせる等した者については、市町村が既に支払った保険給付の徴収又は保険給付の制限を行うことができるに鑑み、指定通所介護事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものです。 |  | 平11老企25  準用(第3の1の3(15)） |
| 27  管理者の  責務 | ①　管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第263条  準用(第55条) |
| ②　管理者は、当該事業所の従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。 | いる  いない  該当なし |
| 28  運営規程  ★ | 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。)を定めていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第257条 |
|  | ア　事業の目的及び運営の方針  　イ　従業者の職種、員数及び職務内容  　ウ　営業日及び営業時間  　エ　福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額  　オ　通常の事業の実施地域  　カ　個人情報の取扱い  　キ　虐待の防止のための措置に関する事項  　ク　その他運営に関する重要事項 |  |  |
|  | ※　イの「従業者の職種、員数及び職務の内容」は、従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。 |  | 平11老企25  準用(第3の1の3(19)） |
|  | ※　エの「福祉用具貸与の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を指します。「利用料」は、法定代理受領サービスである福祉用具貸与に係る利用料（1割、2割又は3割負担）、法定代理受領サービスでない福祉用具貸与の利用料を、「その他の費用の額」は、徴収が認められている費用の額並びに必要に応じてその他のサービスに係る費用の額となります。 |  | 平11老企25  第3の11の3(4)① |
|  | なお、個々の福祉用具の利用料については、その額の設定の方式（利用期間に暦月による1月に満たない端数がある場合の算定方法等）及び目録に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しません。 |  |  |
|  | ※　オの「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。 |  | 平11老企25  準用(第3の1の3(19)④） |
|  | ※　キの「虐待の防止のための措置に関する事項」は、虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。  ※　令和6月3月31日までは努力義務（令和6年4月1日より義務化） |  | 平11老企25  準用(第3の1の3(19)⑤） |
|  | ※　クの「その他運営に関する重要事項」には、標準作業書に記載された福祉用具の消毒の方法について規定してください。 |  | 平11老企25  第3の11の3(4)② |
| 29  勤務体制の  確保等 | ①　利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第263条  準用(第107条第1項) |
| ★ | ※　原則として月ごとの勤務表を作成してください。  ※　事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にしてください。 |  | 平11老企25  準用（第3の11の3(10)②イ） |
|  | ②　当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。(ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではありません。) | いる  いない  該当なし | 条例第263条  準用(第107条第2項) |
|  | ※　当該事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指します。 |  |  |
|  | ※　福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該事業所の従業者たる福祉用具専門相談員が行うべきですが、福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められます。なお、保管又は消毒を第三者に委託等をする場合は、居宅基準第203条第3項の規定に留意してください。 |  | 平11老企25  準用（第3の11の3(10)②ロ） |
|  | ③　適切な指定福祉用具貸与の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第263条  準用(第107条  第4項) |
|  | ※　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113 号）第11 条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41 年法律第132 号）第30 条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 |  | 平11老企25  準用(第3の1の3(21)④) |
|  | イ　事業主が講ずべき措置の具体的内容  　　　事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18 年厚生労働省告示第615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。 |  |  |
|  | a　事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発  　　　 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。  　　b　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備  　　　 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 |  |  |
|  | なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24 号）附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30 条の2第1項の規定により、中小企業（資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300 人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。 |  |  |
|  | ロ　事業主が講じることが望ましい取組について  　　　パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にされたい。  　　（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_05120.html） |  |  |
|  | 加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましい。 |  |  |
| 30  業務継続  計画の策定等 | ①　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第263条（準用第31条の2第1項） |
| ★ | ※　指定福祉用具貸与事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定訪問入浴介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、福祉用具貸与従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。 |  | 平11老企25  準用(第3の2の3(7)①) |
|  | なお、業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第3条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。 |  |  |
|  | ※　業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 |  | 平11老企25  準用(第3の二の3(7)②) |
|  | イ　感染症に係る業務継続計画  　　a　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）  　　b　初動対応  　　c　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）  　ロ　災害に係る業務継続計画  　　a　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）  　　b　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）  　　c　他施設及び地域との連携 |  |  |
|  | ②　福祉用具専門相談員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第263条（準用第31条の2第2項） |
|  | ※　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。  　　職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 |  | 平11老企25  準用(第3の二の3(7)③) |
|  | ③　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第263条（準用第31条の2第3項） |
|  | ※　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。  　　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 |  | 平11老企25  準用(第3の二の3(7)④) |
| 31  適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等  ★ | 福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第258条 |
| ※　福祉用具の種類が多種多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、要介護者の要望は多様であるため、福祉用具専門員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められます。このため、事業者は福祉用具専門相談員に福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければなりません。  　　また、福祉用具専門相談員は、利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況等を踏まえた適切な目標の設定、目標達成のための具体的なサービス内容の検討など、福祉用具貸与計画の作成や利用者への説明を通じて、適切な福祉用具の選定がなされるよう援助を行うことが求められています。このため、福祉用具専門相談員は常に必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければなりません。 |  | 平11老企25  第3の11の3(6) |
| 32  福祉用具の  取扱種目 | 利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第259条 |
| 33  衛生管理等★ | ①　従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第260条第1項 |
|  | ※　常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回（ただし、深夜業労働者等は6ヶ月以内ごとに1回）、定期に健康診断を実施しなければなりません。 |  | 労働安全衛  生法第66条 |
|  | ※　手洗所等の従業者共用のタオルは、感染源として感染拡大の恐れがありますので、使用しないでください。 |  |  |
|  | ②　回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第260条第2項 |
|  | ※　福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した「標準作業書」を作成し、これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた拭清等、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により消毒を行ってください。 |  | 平11老企25  第3の11の3(7)① |
|  | なお、自動排泄処理装置を取り扱う場合は、当該自動排泄処理装置の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、利用者を変更する場合に必要とされる衛生管理（分解洗浄、部品交換、動作確認等）が確実に実施されるよう、特に留意してください。 |
|  | ③　上記②の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合において、当該事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保するため、当該保管又は消毒の業務に係る委託契約において文書により取り決めていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第260条第3項 |
|  | ※　委託契約において明確にすべき内容は次のとおりです。  　ア　当該委託等の範囲  　イ　当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件  　ウ　受託者等の従業者により当該委託等がなされた業務（以下「委託等業務」という。）が、運営基準に従って適切に行われていることを当該福祉用具貸与事業者が定期的に確認する旨  　エ　当該事業者が、当該委託等業務に関し、受託者等に対し指示を行い得る旨  　オ　当該事業者が、当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを当該事業者が確認する旨  　カ　受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在  　キ　その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項 |  | 平11老企25  第3の11の3(7)② |
|  | ※　当該福祉用具貸与事業者は、ウ及びオの確認の結果の記録を作成しなければなりません。 |  | 平11老企25  第3の11の3(7)③ |
|  | ※　エの指示は、文書により行わなければなりません。 |  | 平11老企25第3の11の3(7)④ |
|  | ※　ウ及びオの確認の結果の記録を2年間保存しなければなりません。 |  | 平11老企25第3の11の3(7)⑤ |
|  | ④　上記③により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第260条第4項 |
|  | ⑤　事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第260条第5項 |
|  | ⑥　当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第260条第6項 |
|  | ※　感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第4条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。 |  | 平11老企25  準用(第3の2の3(8)②) |
|  | (1)　当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。 | いる  いない  該当なし | 条例第260条  第6項第1号 |
|  | イ　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会  　　　当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 |  | 平11老企25  準用(第3の2の3(8)②イ) |
|  | 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。  　　　なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 |  |  |
|  | (2)　当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 | いる  いない  該当なし | 条例第260条  第6項第2号 |
|  | ロ　感染症の予防及びまん延の防止のための指針  　　　当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。  　　　平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。  　　　なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。 |  | 平11老企25  準用(第3の2の3(8)②ロ) |
|  | (3)　当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 | いる  いない  該当なし | 条例第260条  第6項第3号 |
|  | ハ　感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練  　　　福祉用具専門相談員に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。  　　　職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 |  | 平11老企25  準用(第3の2の3(8)②ハ) |
|  | なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。  　　　また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。 |  |  |
|  | 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 |  |  |
| 34  掲示及び  目録の  備え付け | ①　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第261条第1項 |
| ※　利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項とは、運営規程の概要、福祉用具貸与事業所の従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等をいいます。 |  |
|  | ※　①に規定する事項を記載した書面を当該福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 |  | 条例  第261条第2項 |
|  | ②　利用者の福祉用具の選択に資するため、事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第261条第3項 |
| 35  秘密保持等★ | ①　従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第263条準用（第34条第1項） |
|  | ※　秘密を保持すべき旨を就業規則に規定する、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。 |  |  |
|  | ②　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第263条準用（第34条第2項) |
|  | ※　従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約時に取り決め、例えば違約金について定める等の措置を講じてください。 |  | 平11老企25  準用(第3の1の3(25)②） |
|  | ③　サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第263条準用（第34条第3項) |
|  | ※　この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足ります。 |  | 平11老企25  準用(第3の1の3(25)③） |
| 36  広告  ★ | 事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。 | いる  いない  該当なし | 条例第263条  準用（第35条） |
| 37  居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 | いる  いない  該当なし | 条例第263条  準用（第36条） |
| 38  苦情処理  ★ | ①　利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第263条  準用（第37条第1項） |
|  | ※　｢必要な措置｣とは、具体的には以下のとおりです。  　ア　苦情を受け付けるための窓口を設置する。  　イ　相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにする。  　ウ　利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要について記載する。  　エ　苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する。 |  | 平11老企25  準用(第3の1の3(28)①） |
|  | ②　上記①の苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第263条  準用（第37条第2項） |
|  | ※　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 |  | 平11老企25  準用(第3の1の3(28)②） |
|  | ※　記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 |  |  |
|  | ※　苦情の内容等の記録は、2年間保存しなければなりません。 |  |  |
|  | ③　市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第263条  準用（第37条第3項） |
|  | ④　市町村からの求めがあった場合には、上記③の改善の内容を市町村に報告していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第263条  準用（第37条第4項） |
|  | ⑤　利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第263条  準用（第37条第5項） |
|  | ⑥　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上記⑤の改善の内容を報告していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第263条  準用（第37条第6項） |
| 39  地域との  連携等 | ①　利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第263条  準用（第38条第1項） |
| ※　介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。  　　なお、「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。 |  | 平11老企25  準用(第3の1の3(29)①） |
|  | ②　指定福祉用具貸与事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定福祉用具貸与を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定福祉用具貸与の提供を行うよう努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第263条  準用（第38条第2項） |
|  | ※　高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する指定福祉用具貸与事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に指定福祉用具貸与を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、基準条例第10条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものである。なお、こうした趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて、都道府県が条例等を定める場合や、市町村等の意見を踏まえて指定の際に条件を付す場合において、例えば、当該事業所の利用者のうち、一定割合以上を当該集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の規定を設けることは差し支えないものである。この際、自立支援や重度化防止等につながるようなサービス提供がなされているか等、サービスの質が担保されているかが重要であることに留意すること。 |  | 平11老企25  準用(第3の1の3(29)②） |
| 40  事故発生時  の対応 | ①　サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第263条  準用（第39条） |
| ★ | ※　事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。 |  | 平11老企25  準用(第3の1の3(30)) |
|  | ②　上記①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※　記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 |  |  |
|  | ※　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2年間保存しなければなりません。 |  |  |
|  | ③　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なっていますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。 |  |  |
| 41  虐待の防止  ★ | 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 |  | 条例第263条(第39条の2) |
|  | ※　虐待の防止に関する事項について規定したものである。虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定福祉用具貸与事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17 年法律第124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。 |  | 平11老企25  準用(第3の1の3(31)) |
|  | 〇虐待の未然防止  　　指定福祉用具貸与事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。 |  |  |
|  | 〇虐待等の早期発見  　　指定福祉用具貸与事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。 |  |  |
|  | 〇虐待等への迅速かつ適切な対応  　　虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定福祉用具貸与事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。 |  |  |
|  | 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。  　　なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第2条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。 |  |  |
|  | ①　当該指定福祉用具貸与事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。 | いる  いない  該当なし | 条例第263条  準用(第39条の2第1号) |
|  | 〔虐待の防止のための対策を検討する委員会〕  　　虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 |  | 平11老企25  準用(第3の1の3(31)①) |
|  | 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。  　　なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 |  |  |
|  | また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  |  |
|  | ※　虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。  　イ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること  　ロ　虐待の防止のための指針の整備に関すること  　ハ　虐待の防止のための職員研修の内容に関すること  　ニ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること  　ホ　従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること  　ヘ　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること  　ト　再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること |  |  |
|  | ②　当該指定福祉用具貸与事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 | いる  いない  該当なし | 条例第263条  準用(第39条の2第2号) |
|  | 〔虐待の防止のための指針〕  　　指定福祉用具貸与事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。  　イ　事業所における虐待の防止に関する基本的考え方  　ロ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項  　ハ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針  　ニ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針  　ホ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項  　ヘ　成年後見制度の利用支援に関する事項  　ト　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項  　チ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項  　リ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項 |  | 平11老企25  準用(第3の1の3(31)②) |
|  | ③　当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 | いる  いない  該当なし | 条例第263条  準用(第39条の2第3号) |
|  | 〔虐待の防止のための従業者に対する研修〕  　　従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定福祉用具貸与事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。  　　職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定福祉用具貸与事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するととも、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。  　　また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。 |  | 平11老企25  準用(第3の1の3(31)③) |
|  | ④　①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | いる  いない  該当なし | 条例第263条  準用(第39条の2第4号) |
|  | 〔虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者〕  　　指定福祉用具貸与事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。 |  | 平11老企25  準用(第3の1の3(31)④) |
| 42  会計の区分 | 事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第263条  準用（第40条） |
|  | ※　具体的な会計処理の方法等については、次の通知に基づき適切に行ってください。  　ア　「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」  　　　（平成12年3月10日 老計第8号）  　イ　「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」  　　　（平成13年3月28日 老振発第18号）  　ウ　介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて（平成24年3月29日　老高発第0329第1号） |  | 平11老企25  準用(第3の1の3(32)） |
| 43  記録の整備 | ①　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第262条 |
| ②　利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる諸記録を整備し、その完結の日から2年間（イに掲げる記録にあっては、5年間）保存していますか。 | いる  いない  該当なし |
|  | ア　福祉用具貸与計画  　イ　提供した個々の指定福祉用具貸与に関する記録  　ウ　項目「衛生管理等」に係る確認の結果及び指示の記録  　エ　市町村への通知に係る記録  　オ　苦情の内容等の記録  　カ　事故の況及び事故に際して採った処置についての記録 |  |  |
|  | ※　「その完結の日」とは、ア、イ、エからカまでの記録については、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。ウの記録については、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合の当該事業者の義務の実施状況について確認した日を指すものとする。 |  | 平11老企25  第3の11の3(9) |
| 44  電磁的記録等 | ①　指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(「受給資格等の確認」（居宅基準条例第11条第1項(第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第112条、第114条、第134条、第145条、第168条(第181条において準用する場合を含む。)、第181条の3、第188条、第204条(第216条において準用する場合を含む。)、第237条、第248条、第263条、第265条及び前条において準用する場合を含む。))及び「サービスの提供の記録」（第224条第1項(第248条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第277条第1項 |
|  | 〔電磁的記録について〕  ※　指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者等（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、基準条例で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができる。 |  | 平11老企25  第5の1 |
|  | ⑴　電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。  　⑵　電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。  　　①　作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法  　　②　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 |  |  |
|  | ⑶　その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは、⑴及び⑵に準じた方法によること。  　⑷　また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  |  |
|  | ②　指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第277条第2項 |
|  | 〔電磁的方法について〕  ※　利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができる。  　⑴　電磁的方法による交付は、項目「内容及び手続きの説明及び同意」の規定に準じた方法によること。  　⑵　電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ＆A（令和2年6月19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。 |  | 平11老企25  第5の2 |
|  | ⑶　電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ＆A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。  　⑷　その他、電磁的方法によることができるとされているものは、⑴から⑶までに準じた方法によること。ただし、居宅基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。  　　　また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  |  |
| 〔予防〕介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | | | |
| 45  介護予防  福祉用具  貸与の基本  取扱方針 | ①　介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第250条 |
| ※　サービスの提供に当たっては、一人一人の高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行ってください。 |  |  |
|  | ②　事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第250条第2項 |
| ③　サービスの提供に当たっては、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援をすることを目的とするものであることを常に意識していますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第250条第3項 |
|  | ④　事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービス提供に努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第250条第4項 |
|  | ※　利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があります。「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮してください。 |  | 平11老企25  第4の3の9(1)② |
| 46  介護予防  福祉用具  貸与の具体的取扱方針 | ①　サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に、関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ていますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第251条第1号 |
|  | ②　サービスの提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第251条第2号 |
|  | ③　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第251条第3号 |
|  | ④　サービスの提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第251条第4号 |
|  | ⑤　サービスの提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書（当該福祉用具の製造事業者、介護予防福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書）を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第251条第5号 |
|  | ※　自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理（洗浄、点検等）について十分説明してください。 |  | 平11老企25  第4の3の9  (2)② |
|  | ⑥　サービスの提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第251条第6号 |
| ※　福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えありませんが、この場合にあっても、福祉用具専門相談員が責任をもって修理後の点検を行ってください。  　　特に、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施してください。 |  | 平11老企25  第4の3の9  (2)③ |
|  | ⑦　指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供していますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第251条第7号 |
|  | ※　福祉用具専門相談員は、利用者が適切な福祉用具を選択するための情報の提供に当たっては、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして行ってください。 |  | 平11老企25  第4の3の9  (2)④ |
| 47  介護予防  福祉用具貸与計画の作成  ★ | ①　福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成していますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第252条第1項 |
|  | ※　特定介護予防福祉用具販売の利用もある場合は、特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成してください。 |  |  |
|  | ※　介護予防福祉用具貸与計画作成に当たっては、主治の医師等からの情報伝達及びサービス担当者会議等を通じ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を明らかにしてください。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載してください。なお、介護予防福祉用具貸与計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えありません。 |  | 平11老企25  第4の11の(3)① |
|  | ②　介護予防福祉用具貸与計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第252条第2項 |
|  | ※　介護予防福祉用具貸与計画を作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防福祉用具貸与計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。 |  | 平11老企25  第4の11の(3)② |
|  | ③　福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第252条第3項 |
|  | ④　福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付していますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第252条第4項 |
|  | ※　介護予防福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければなりません。サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければなりません。  　　なお、介護予防福祉用具貸与計画は、2年間保存しなければなりません。 |  | 平11老企25  第4の11の(3)③ |
|  | ⑤　福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行っていますか。  ※　事業者は、介護予防サービスの提供状況等について、介護予防支援事業者に対する報告が義務づけられるとともに、介護予防福祉用具貸与計画に定める計画期間終了後の当該計画の実施状況の把握（モニタリング）が義務づけられています。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第252条第5項 |
| ⑥　福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告していますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第252条第6項 |
|  | 介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告については、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時からの利用者の身体の状況等の変化を踏まえ、利用中の福祉用具が適切かどうか等を確認するために行うものであり、必要に応じて行うこととしています。 |  |  |
|  | ⑦　福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第252条第7項 |
|  | ⑧　福祉用具専門相談員は、上記①から④までの規定について、介護予防福祉用具貸与計画の変更についても、同様に取り扱っていますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第252条第8項 |
|  | ※　事業者は介護予防福祉用具貸与計画に定める計画期間が終了するまでに、少なくとも1回を目安としてモニタリングを行い、利用者の介護予防福祉用具貸与計画に定める目標の達成状況の把握等を行うよう努めることとし、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者とも相談の上、必要に応じて当該介護予防福祉用具貸与計画の変更を行ってください。 |  | 平11老企25  第4の11の(3)④ |
| 第6　業務管理体制の整備 | | | |
| 48  法令遵守等の業務管理体制の整備 | ①業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。  　届出年月日 　　[　　　　　　年　　　月　　　日]  　届出先　　　　　　　　〔　　　　　　　　　　　　　　　　〕  　法令遵守責任者　　職名[ 　　　 ]  　　　　　　　　　　氏名[ 　　 ] | いる  いない  該当なし | 法第115条の32第1項 |
|  | ※事業者が整備等する業務管理体制の内容 |  | 施行規則  第140条の39 |
|  | ◎事業所の数が20未満  ・整備届出事項：法令遵守責任者  ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等 |  |  |
| ◎事業所の数が20以上100未満  ・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程  ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 |
| ◎事業所の数が100以上  ・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施  ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 、業務執行監査の方法の概要 |
|  | ②　業務管理体制（法令等遵守）についての考え(方針)を定め、職員に周知していますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | ③　業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※　行っている具体的な取組（例）のアからカを○で囲むとともに、カについては、その内容を御記入ください。  　ア　介護報酬の請求等のチェックを実施  　イ　法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合、速やかに調査を行い、必要な措置を取っている。  　ウ　利用者からの相談・苦情等に法令等違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っている。  　エ　業務管理体制（法令等遵守）についての研修を実施している。  　オ　法令遵守規程を整備している。  　カ　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |  |
|  | ④　業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。 | いる  いない  該当なし |  |
| 第7　介護給付費の算定及び取扱い | | | |
| 49  福祉用具  貸与費の  算定 | 福祉用具貸与を行った場合に、現に福祉用具貸与に要した費用の額を当該福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）で算定していますか。 | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表11 |
|  | ※　1月当たりの平均貸与件数が100件以上となったことのある福祉用具に係る指定福祉用具貸与については、別に厚生労働大臣が定める福祉用具貸与の基準を満たさない指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しません（平成30年10月1日施行）。 |  |  |
|  | ※　搬出入に要する費用は、現に福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価しません。 |  | 平12厚告19  別表11の注1 |
| 50  中山間地域等住居者  加算 | ①　下記の地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて福祉用具貸与を行う場合は、当該福祉用具貸与の開始日の属する月に、通常の事業の実施地域において福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の1に相当する額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとの当該福祉用具貸与費の3分の1に相当する額を限度として、所定単位数に加算していますか。 | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表11の注3 |
|  | 〔中山間地域等住居者加算対象地域〕・・・春日部市宝珠花等 |  |  |
|  | ※　「通常の事業の実施地域において福祉用具貸与を行う場合に要する交通費」の額は、最も経済的な通常の経路及び方法による交通費とすることを基本として、実費を基礎とし、複数の福祉用具を同一利用者に貸与して同時に運搬若しくは移動を行う場合又は一度に複数の利用者に係る福祉用具貸与のための運搬又は移動を行う場合における交通費の実費等を勘案して、合理的に算出してください。 |  | 平12老企36  第2の9(1)① |
|  | ②　上記の交通費の額及び算定方法について、あらかじめ利用者の居住する地域に応じた価格体系を設定し、運営規程に記載していますか。 | いる  いない  該当なし | 平12老企36  第2の9(1)② |
|  | ③　運営規程に記載した交通費の額及びその算出方法を、サービスの提供に当たって利用者に説明するとともに、当該利用者に係る運搬又は移動に要した経路の費用を証明できる書類（領収証等）を保管し、利用者に対するサービス提供に関する記録として保存していますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※　複数の福祉用具貸与を同一利用者に対して同時に貸与した場合には、保険給付対象となる福祉用具の貸与に要する費用の合計額の3分の1に相当する額を限度として加算できます。この場合において、交通費の額が当該3分の1に相当する額に満たないときは、当該交通費を合理的な方法により按分して、それぞれの福祉用具に係る加算額を明確にしてください。 |  | 平12老企36  第2の9(1)⑤ |
|  | ※　当該加算を算定する利用者については、通常の事業の実施地域を越える場合の交通費の支払を受けることはできません。 |  |  |
| 51  要介護1の者等に係る福祉用具貸与費 | ①　要介護状態区分が要介護1である者に対して、使用が想定しにくい以下の福祉用具貸与の種目を貸与した場合、福祉用具貸与費を算定していませんか。 | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表第11の注4 |
| 〔対象外種目〕  車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く。）、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。） |  | 平11厚生告93 |
|  | ②　要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である者に対して、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）に係る福祉用具貸与を行った場合に、福祉用具貸与費を算定していませんか。 | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表11の注4 |
|  | ※　ただし、厚生労働大臣が定める者（平27厚告94第31号イ）で定める状態像に該当する者については、軽度者（要介護1の者をいう。ただし、自動排泄処理装置については、要介護1、要介護2及び要介護3の者をいう。以下において同じ。）であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとします。 |  | 平12老企36  第2の9(2)① |
|  | ア　原則として認定調査票のうち基本調査の直近の結果を用い、その要否を判断するものとする。 |  |  |
|  | イ　ただし、「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及び「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより居宅介護支援事業者が判断することとなる。  　　　なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととする。 |  |  |
|  | ウ　上記アにかかわらず、次のⅰ）～ⅲ）までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。 |  |  |
|  | この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。 |  |  |
|  | ⅰ）疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第94号告示第31号のイに該当する者（例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF）  　ⅱ）疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第94号告示第31号のイに該当することが確実に見込まれる者（例：がん末期の急速な状態悪化）  　ⅲ）疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第94号告示第31号のイに該当すると判断できる者（例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）  　注）括弧内の状態は、あくまでもⅰ）～ⅲ）の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、ⅰ）～ⅲ）の状態であると判断される場合もありうる。 |  |  |
|  | ※　基本調査結果による判断については、次に定める方法によります。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存してください。 |  | 平12老企36  第2の9(2)② |
|  | ア　当該軽度者の担当である居宅介護支援事業者から当該軽度者の認定調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写し（以下「調査票の写し」という。）の内容が確認できる文書を入手することによること。  　イ　当該軽度者に担当の居宅介護支援事業者がいない場合にあっては、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手すること。 |  |  |
| 52  サービス  種類相互の  算定関係 | 特定施設入居者生活介護費（短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）又は認知症対応型共同生活介護費、（短期利用共同生活介護費を算定する場合を除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護費（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定している場合は、福祉用具貸与費を算定していませんか。 | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表第11の注5 |
| 〔予防〕介護予防福祉用具貸与費の算定及び取扱い | | | |
| 53  介護予防福祉用具貸与費の算定 | 介護予防福祉用具貸与を行った場合に、現に介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該介護予防福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数(1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数)で算定していますか。 | いる  いない  該当なし | 平18厚労告127  別表の11 |
| 54  中山間地域等住居者  加算 | 別に厚労大臣が定める地域（平21告83）に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えて指定介護予防福祉用具貸与を行う場合は、福祉用具貸与費と同様、福祉用具貸与費に準じて適切に算定していますか。 | いる  いない  該当なし | 平18厚労告127  別表11の注3 |
| 55  要支援者に  係る介護予防福祉用具  貸与費 | 要支援1又は要支援2の者（以下「軽度者」という。）に対して、使用が想定しにくい以下の介護予防福祉用具貸与の種目を貸与した場合、介護予防福祉用具貸与費を算定していませんか。 | いる  いない  該当なし | 平18厚労告127  別表第11の注4 |
| 〔対象外種目〕  　車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く。）、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。） |  | 平11厚生告93 |
|  | ※　ただし、厚生労働大臣が定める者（平27厚告94第31号イ）で定める状態像に該当する者については、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について介護予防福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとします。 |  | 平18-0317001号  第2の10(2)① |
|  | ア　原則として認定調査票のうち基本調査の直近の結果を用い、その要否を判断するものとする。 |  |  |
|  | イ　ただし、「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及び「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより介護予防支援事業者が判断することとなる。 |
|  | なお、この判断の見直しについては、介護予防サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととする。 |  |  |
|  | ウ　上記アにかかわらず、次のⅰ）～ⅲ）までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより介護予防福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。 |  |  |
|  | この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当職員が聴取した居介護予防サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。 |  |  |
|  | ⅰ）疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第94号告示第31号のイに該当する者（例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF）  　ⅱ）疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第94号告示第31号のイに該当することが確実に見込まれる者（例：がん末期の急速な状態悪化）  　ⅲ）疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第94号告示第31号のイに該当すると判断できる者（例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）  　注）括弧内の状態は、あくまでもⅰ）～ⅲ）の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、ⅰ）～ⅲ）の状態であると判断される場合もありうる。 |  |  |
|  | ※　基本調査結果による判断については、次に定める方法によります。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存してください。 |  | 平18-0317001号  第2の10(2)② |
|  | ア　当該軽度者の担当である介護予防支援事業者から当該軽度者の認定調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写し（以下「調査票の写し」という。）の内容が確認できる文書を入手することによること。  　イ　当該軽度者に担当の介護予防支援事業者がいない場合にあっては、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手すること。 |  |  |
| 56  サービス  種類相互の  算定関係 | 介護予防特定施設入居者生活介護費（介護予防短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）又は介護予防認知症対応型共同生活介護費（介護予防短期利用共同生活介護費を算定する場合を除く。）を算定している場合は、介護予防福祉用具貸与費は、算定していませんか。 | いる  いない  該当なし | 平18厚労告127  別表11の注5 |